

令和2年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 3時14分

○招 集 年 月 日

令和2年12月14日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年12月14日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余市町 長	齊藤 啓輔
副 町 長	細山 俊樹
総 務 部 長	須貝 達哉
総 務 課 長	増田 豊実
企 画 政 策 課 長	阿部 弘亨
地 域 協 働 推 進 課 長	羽生 満広
財 政 課 長	高橋 伸明
税 務 課 長	紺谷 友之
民 生 部 長	上村 友成
福 祉 課 長	照井 芳明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹川 かおり
保 険 課 長	中島 豊
環 境 対 策 課 長	成田 文明
経 済 部 長	渡辺 郁尚
農 林 水 産 課 長	濱川 龍一
商 工 観 光 課 長	橋端 良平
建 設 水 道 部 長	千葉 雅樹
建 設 課 長	篠原 道憲
ま ち づ く り 計 画 課 長	庄木 淳一
下 水 道 課 長	北島 貴光
水 道 課 長	奈良 論
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋元 直人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水野 貴司
教 育 委 員 会 教 育 長	前坂 伸也
教 育 部 長	中村 利美
学 校 教 育 課 長	高田 幸樹
社 会 教 育 課 長	浅野 敏昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川智子

一般会計補正予算(第9号)

第10 議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)

第11 議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第12 議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第13 議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

第14 議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)

第15 一般質問

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
主 任 細川雄哉
書 記 小林宥斗

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第3 令和2年余市町議会第3回定例会付託 認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定について
(令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第4 令和2年余市町議会第4回臨時会付託 認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第3号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(以上5件、令和元年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第9 議案第1号 令和2年度余市町一

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和2年余市町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、吉田議員は通院のため遅刻の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案10件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号6番、庄議員、議席番号8番、白川議員、議席番号9番、寺田議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和2年余市町議会第4回定例会開催に当たり、12月11日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案10件、一般質問は8名により8件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より12月16日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和2年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第3、認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和2年余市町議会第4回臨時会付託に関わる日程第4、認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和元年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第9号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、一般質問は、8名による8件です。

日程第16、議案第7号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第10号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされたことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から16日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から16日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、例年行われていた後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する中央

要望活動が今年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止に伴い、お手元に配付の要望書を関係機関に送付した旨通知がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、去る11月25日、東京NHKホールにおいて第64回町村議会議長全国大会並びに第45回豪雪地帯町村議会議長全国大会が今年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため参加人数を制限し開催されており、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等が採択され、関係書類が北海道町村議会議長会から送付がありましたので、ご報告申し上げます。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 株式会社余市振興公社について。

株式会社余市振興公社について行政報告を申し上げます。株式会社余市振興公社につきましては、経済振興と産業開発を推進し、もって町民生活の安定、向上に寄与することを目的に、本町が6割の株式を保有し、公共性と企業性を併せ持つ第三セクターとして平成3年に設立され、これまで本町の観光PR、特産品のPR、販売促進等の事業実施により地域における産業の振興や雇用の確保など重要な役割を担ってきたところでございます。また、余市町観光物産センターの管理のほか、同センター及び道の駅売店、余市宇宙記念館ミュージアムショップでの物販、各種イベントでの本町特産品の販売等、自主事業での収益により健全に経営されてきたところでありますが、近年は観光客入り込み数の減少や、さらには現下における新型コロナウイルス感染症の影響により今後における大幅な経営の見直しが必要になったところで

ございます。

このような状況下において、経営陣と協議を重ねてまいりましたが、去る9月28日に第121回取締役会において会社を解散、清算する方針が承認された旨の報告を受けたところでございます。なお、会社清算の時期につきましては11月25日に行われた第122回取締役会において余市振興公社第30期末、令和2年度末をもって営業を停止し、会社清算業務へと移行することが承認され、今後開かれる臨時株主総会での議決を経て正式決定される予定でございます。

株式会社余市振興公社につきましては、会社設立以来30年にわたり各種の事業を通じて経営努力され、一定の成果を上げられてきたところでございます。今後これまで余市振興公社が担ってきた役割をさらに発展させるべく関係団体や民間企業とも連携して推進を図ってまいりたく、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、株式会社余市振興公社についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和2年第3回定例会において付託に関わる日程第3、認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） ただいま上程されました令和2年余市町議会第3回定例会において令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託に関わる認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和2年9月16日開催の本会

議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私白川が、副委員長に山本委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和2年11月19日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和2年第4回臨時会において付託に関わる日程第4、認定第1号

令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、令和元年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○15番（中谷栄利君） ただいま上程されました令和2年余市町議会第4回臨時会において、令和元年度余市町各会計決算特別委員会設置付託に関わる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和2年11月9日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私中谷が、副委員長に茅根委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより認定第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 日本共産党議員団を代表して、令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定に対し反対の立場から討論を行います。

令和元年度一般会計は、齊藤町長が就任後初めて編成した予算であり、町側は決算委員会の冒頭、予算執行の概要として第四次余市町総合計画に基づき将来にわたって住みよく活気に満ちた町であり続けるために町民と行政が連携してまちづくりを進めるとともに、余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき本町の地域資源を最大限活用した取組をさらに進めるとし、取組をさらに進めるために町民が安心して暮らせるまちづくり、多様な資源と人的パワーを生かした元気なまちづくり、町民と行政が連携して歩むまちづくりの3本

を政策の柱と位置づけ、余市町自治基本条例の理念に基づき町民との協働による持続可能な地域社会づくりの推進と住民生活の向上を図り、また北海道横断自動車道の余市インターチェンジの供用開始に伴う交流人口の拡大や物流の活発化を見据え、本町の食資源や観光の魅力発信、情報発信など最善の努力を傾注して事務事業を執行してきたとしました。また、財政基調としては本町の予算編成において地方税及び地方交付税などの一般財源の増額が見込めないことから、これまで同様に徹底した経費の削減や既存事業の見直しによる予算の効率化に努めつつ、総合計画や総合戦略の計画推進や公共施設の在り方など将来にわたり抱える課題について先送りすることなく、本町の持続的発展に向けた取組を強化していくことを重点事項に、町民生活の向上を第一に考え、創意工夫を持った予算要求をすることを基本方針に収支均衡予算を編成したとしました。実質収支の状況として、歳入総額91億4,845万1,000円、前年比1.4%増に対し、歳出総額89億548万円、前年比1.0%増、実質収支は2億4,284万6,000円で、実質単年度収支は6,305万1,000円であったことも報告がなされました。

なぜ本決算に反対するのか。歳出改善は行っても歳入増につながる政策の成果を特に税収において見ることができず、実質的に増えている歳入が予算委員会でも指摘した制度上地域間の税収にゆがみをもたらすふるさと納税の寄附によるものであり、さらにこれらの関連によって本来ならば法人税を含めた税収が上向くはずであるのにそうはならず、波及効果を含めた経済実態を余市町がほとんどつかんではおらず、個々の政策としてはそれなりに成果を上げていても全体としてどうなっているのか、検証に足る認識や情報を持ち合わせていない点、さらには水道会計、国保会計など町民生活に直結した文字どおり命と暮らしと健康の根幹に関わる部分に対し、町長が自治体の首

長として法令上の権能を有しているにもかかわらず、一般会計からの繰り出しを含めた真剣な支援策の検討がなされた形跡が見受けられなかった点、そして根幹にあるのはわくわくする余市を全ての人が実感できるまちづくりを行いたいとする町長の言葉とは裏腹に公助ではなく、あくまで自己責任、自助をベースとした政策展開を行っていることであり、国が進める自助努力では限界があり、公的な支援を拡大させねばならない局面で国の投げ捨てた責任と姿勢をそのままに追従し続けている点にあります。6,000万円を超える単年度黒字を計上し、3,000万円を超える財政調整基金の積み増しを果たしている一方で、例えば国民健康保険について言えば加入世帯の5.38%が短期証発行状態に陥っています。全世帯に占める加入者の割合は30.2%で、短期証発行件数は町内の全ての世帯に対して1.62%にも上っています。多くの人が期待を寄せ、齊藤町政は誕生したはずですがそれでも、実際に聞こえてくる声は苦しい、助けてもらえないという悲痛な叫びばかりです。なぜこのようなことになるのか。その根幹にあるのは、国による社会保障や公的支援制度の切捨てであり、不均衡な負担増にあります。しかし、それを自治体として改善するのではなく、現状のまま放置し、たとえ改善を求めても国において議論すべしと繰り返すばかりの姿勢がそのまま政策となって現れてしまっているからであり、これがひいては多くの人々に希望ではなく、不安をもたらす結果となっているのではないのでしょうか。

自治体が本来行うべきは福祉の増進であり、その途上、必要とあらば国に対し臨時財政対策債や過疎債の増発ではなく、交付税そのものの法改正を含めた財源措置や財源移譲を求めて強く闘う姿勢であり、たとえ人の町を泣かせたとしても自分たちを繁栄させる、そうした地方創生というものにのめり込んでいく局面ではなく、むしろ日本国憲法に定められた各条項を真に現実のものとするべ

く汗を流すべきではなかったのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、この決算認定に賛成することは困難であると判断いたしました。各議員の賛同を求めて、会派を代表しての私の反対討論といたします。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和2年余市町議会第4回定例会、令和元年度余市町一般会計決算、賛成討論、明政会、茅根英昭。

令和2年余市町議会第4回定例会に当たり、ただいま上程されました認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、明政会を代表し、賛成討論を行います。

令和元年度予算は、町長が編成した初の予算であり、昨年9月の町広報の就任1年の挨拶で「春の種を下さずば、秋の実いかに獲ん」という弘法大師の言葉を引用し、自らのまちづくりに対する考え方を発表されました。本決算は、町長の思いを具現化するために予算執行された結果であり、その成績簿でもあります。令和元年度余市町一般会計予算は、令和という新たな時代の幕開けに際し、余市町の停滞からの脱却と変革への明確なビジョンを持って編成されたものでありました。このたびの令和元年度の決算は、町長や職員が変化を先取りし、果敢に挑戦した結果であると考えます。令和元年度決算における歳入総額は91億4,845万1,000円で、昨年度と比べ1億2,418万5,000円で1.4%の増加、歳出総額は89億548万円で、昨年度と比べて9,102万6,000円で1.0%の増加となり、翌年度に繰り越すべき財源12万5,000円を差し引いた実質収支は2億4,284万6,000円で、前年度実質収支2億981万2,000円を差し引いた単年度収支は3,303万4,000円の黒字となり、前年度からの繰越金及び積立金の取崩し等を考慮した実質単年度収支額は6,305万1,000円の黒字となっております。財政指標については、財政構造の

健全性を示す経常収支比率は97.0%で、昨年度と比較すると4ポイント低下し、臨時財政対策債を経常一般財源に含めた経常収支比率は93.5%で、2.9ポイント下がり、財政健全化判断比率の要素の一つである実質公債費比率は8.6%で、昨年度より1.3ポイント下がり、昨年度より若干改善されております。財政の余裕度を歳入面からはかる財政力指数は昨年度と同じですが、財政力指数の分子となる基準財政収入額を伸ばす施策を期待するものであります。

議会において決算審査に求めています重要な役割は、議会が可決した予算の執行の結果を客観的に精査、分析し、調査、検閲、審査を通じ総体的な確認を行うことによって得られた議会のチェック機能を発揮することにあると考えております。以上の視点から論点を精査し、考察を加えてみますとき、極めて厳しい財政状況の中、持続可能な一定の行政サービスの水準の維持に努め、財政調整基金に1億1,001万7,000円を積み立て、実質単年度収支で6,305万1,000円を捻出させた財政担当者の努力には、一定の評価を与えてよいのではないのでしょうか。

次に、財源確保の努力が積極的になされていることとあります。具体的には地方創生推進交付金をはじめとした国庫支出金の獲得、ふるさと納税の額も過去最高となったことなど大いに評価すべきと考えます。歳出では食の都プロジェクト推進事業、ワインツーリズムプロジェクト実施事業、ふるさと納税など本町の地方創生や産業の活性化を牽引し、後押しするための確実な事業展開がなされております。地方分権改革の中にあつては、私たち明政会が長年にわたって提案しております自己責任、自己決定を踏まえた行政運営の政策評価制度を一步進めた行政評価制度、すなわち計画、プラン、実行、ドゥー、点検、チェック、改善、アクションのPDCAを導入したニューパブリックマネジメント、新しい行政運営指標による予算

制度システムの構築を強く望むものであります。

また、財政の困窮状況が今後も続くと予想される中で、直接的に住民サービスを担う地方の基礎的自治体では限られた厳しい財源の中であっても多様な政策が求められた以上、政策過程の透明性、参加性を確かめ、行政運営をしなければなりません。一方、地域住民も地域自治体の起点であると考えれば、住民も巻き込んだ行政、議会、住民共有の条件整備を図るべきであり、余市町自治基本条例に基づく町民との協働にこそまちづくりや財政の健全化の糸口が見いだせるのではないのでしょうか。町長におかれましては、若さとフットワークのよさを大いに発揮し、大衆迎合主義、ポピュリズムに墮することなく、議会の声には十分耳を傾け、これを謙虚に受け止め、有能な職員のプロ意識を信頼し、その知力を結集して町民の信を求め、一丸となって行政運営に邁進していただきたいものであります。

こうした決算における審議と審査の議論の経過と監査委員の意見を踏まえたとき、令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算につきましては認定すべきものであると結論を得たものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（中井寿夫君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告の

とおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定すること

に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算(第9号)につきまして、その概要を説明いたします。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事異動等による人件費の整理及び新型コロナ

ウイルス感染症の影響に伴い生じた各種事業の不用額の整理と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の減額及び事業の追加、さらに支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、私立保育園等の入園児童の増加等に伴う教育・保育給付費負担金の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等、戸籍システム改修委託料の増額補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、報酬改定等に伴う障害者自立支援システム改修委託料、過年度分の国庫負担金の精算に伴う返還金の追加、介護保険特別会計繰出金の増額補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、北後志救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の追加、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額、申請件数の増加による合併処理浄化槽設置整備助成金の増額補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の追加、申請件数の増加による空き店舗等活用支援等補助金の増額補正計上を行ったものでございます。

土木費におきましては、除雪トラック購入事業の減額補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、利率見直しに伴う長期償還元金の増額と長期償還利子の減額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額 3 億 8,050 万 7,000 円を既定予算に追加した予算総額は 118 億 6,153 万 1,000 円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 9 号）について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第 1 号 令和 2 年度余市町一般会計補正予算（第 9 号）。

令和 2 年度余市町の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8,050 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 6,153 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 12 月 14 日 提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5 ページをお開き願います。下段でございます。歳出のうち各款、各目に計上の 2 節給料から 4 節共済費までにつきましては、職員の人事異動に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額 617 万 8,000 円の減、1 節報酬 240 万円の減につきましては、議会議員報酬の減額補正でございます。2 節から 4 節につきましては、人件費の整理でございます。8 節旅費 501 万 9,000 円の減につきましては、コロナ禍に伴います旅費の減額

計上でございます。

次のページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 4,160 万 7,000 円の減、1 節報酬 165 万 3,000 円につきましては、会計年度任用職員報酬の増額計上でございます。2 節給料から 4 節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

4 目財産管理費、補正額 1,028 万 6,000 円、24 節積立金 1,028 万 6,000 円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金 10 万 8,000 円、公共施設建設整備基金積立金 64 万 1,000 円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 951 万 7,000 円、図書整備基金積立金 2 万円の計上でございます。

5 目企画費、補正額 1 億 5,125 万 5,000 円につきましては、ふるさと納税に係る経費として 11 節役務費 545 万 5,000 円、12 節委託料 1 億 3,300 万円、13 節使用料及び賃借料 1,280 万円の追加計上でございます。

12 目諸費、補正額 176 万円、18 節負担金補助及び交付金 176 万円につきましては、派遣職員給与費負担金の計上でございます。

15 目新型コロナウイルス対策事業費、補正額 73 万 8,000 円、1 節報酬 161 万円につきましては、会計年度任用職員報酬の計上でございます。12 節委託料 466 万 7,000 円につきましては、在宅勤務対応グループウェアシステム導入委託料 80 万 6,000 円、庁舎多目的トイレ等設置工事設計委託料 313 万 5,000 円、スキー授業バス運營業務委託料 72 万 6,000 円の補正計上でございます。14 節工事請負費 37 万円の減につきましては、保育所衛生環境整備工事 2 万 7,000 円の減、水産物加工用水供給施設整備工事 32 万 8,000 円の減、道の駅交流広場整備工事 1 万 5,000 円の減額計上でございます。17 節備品購入費 258 万 6,000 円の減につきましては、コロナ対策備品の減額計上でございます。18 節負担金補助及び交付金 258 万 3,000 円の減につきましては、PCR 検査体制整備事業補助金 883 万円の減、

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援助成金1,080万円の減、テイクアウト代行業支援助成金40万3,000円の減、家賃・地代支援助成金180万円の減、飲食店等事業継続支援助成金1,200万円、新生児特別給付金220万円の減、保育等従事者特別給付金745万円、一般廃棄物等収集運搬従事者特別給付金200万円の補正計上でございます。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額24万2,000円につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額415万6,000円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。12節委託料149万6,000円につきましては、戸籍システム改修委託料の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額101万3,000円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金10万2,000円につきましては、余市町民生委員協議会負担金の増額計上でございます。

4目国民年金総務費、補正額31万2,000円、22節償還金利子及び割引料31万2,000円につきましては、令和元年度年金生活者支援助付金事務費国庫委託金返還金の計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額1億2,512万3,000円、12節委託料213万4,000円につきましては、障害者自立支援システム改修委託料の計上でございます。17節備品購入費9万9,000円につきましては、遠隔手話サービス体制強化事業による備品購入費の計上でございます。18節負担金補助及び交付金100万円の減につきましては、就労困難者支援事業負担金の減額計上でございます。19節扶助費1億2,386万9,000円につきましては、利用件数の増による更生医療給付助成費2,057万

8,000円、障害福祉サービス費等給付費9,018万1,000円、障害児給付費1,299万円の追加計上と放課後デイサービス特別支援助事業給付費12万円の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料2万1,000円につきましては、令和元年度障害者総合支援助事業費国庫補助金返還金の計上でございます。

9目老人福祉費、補正額920万円、22節償還金利子及び割引料920万円につきましては、地域介護・福祉空間整備等交付金返還金の計上でございます。

10目介護保険費、補正額264万円、27節繰出金264万円につきましては、介護保険特別会計繰出金の計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1億2,360万1,000円、18節負担金補助及び交付金1億1,907万1,000円につきましては、単価改定等に伴う教育・保育給付費負担金1億1,884万9,000円、保育所広域入所市町村負担金22万2,000円の追加計上でございます。22節償還金利子及び割引料453万円につきましては、いずれも令和元年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金182万8,000円、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金返還金38万2,000円、子ども・子育て支援交付金返還金232万円の補正計上でございます。

3目町立保育所費、補正額1,062万9,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額1,969万2,000円、2節給料、3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金1,810万7,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6目保健師設置費、補正額766万5,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額88万円、27節繰出金88万円につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額102万円、18節負担金補助及び交付金102万円につきましては、申請件数の増加見込みに伴う合併処理浄化槽設置整備助成金の増額計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額353万5,000円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額30万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額138万円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額46万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額617万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。2目商工振興費、補正額333万5,000円、18節負担金補助及び交付金333万5,000円につきましては、空き店舗等活用支援補助金100万円、既存店舗改修支援事業補助金100万円、中小企業振興事業補助金133万5,000円の計上でございます。

3目観光費、補正額530万円の減につきましては、コロナ禍により未実施となった観光魅力発信事業及び北海ソーラン祭りに係る予算の減額計上でございます。

6目道の駅管理運営費、補正額164万3,000円の減につきましては、コロナ禍により未実施となったiセンター開設業務委託料の減額計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、

補正額1,855万5,000円につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額ゼロ円につきましては、橋梁補修整備事業における工事請負費と負担金との組替え計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額4,095万4,000円の減、1節報酬、3節職員手当につきましては、人件費の整理と除雪に係る時間外勤務手当、会計年度任用職員報酬の追加計上と17節備品購入費4,460万円の減につきましては、コロナ禍により除雪トラック購入事業が未実施となったことによる備品購入費の減額計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額825万円につきましては、人件費の整理でございます。

3目教育指導費、補正額206万5,000円の減、1節報酬206万5,000円の減につきましては、コロナ禍で来日が遅れたことによる外国語指導助手に係る報酬の減額計上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額5万7,000円の減、1節報酬93万円につきましては、産休代替職員の雇用に係る会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。2節から4節までにつきましては、人件費の整理でございます。10節需用費60万円につきましては、燃料費の増額計上でございます。11節役務費53万5,000円の減、12節委託料52万2,000円の減につきましては、コロナ禍により未実施となりましたフッ化物洗口液作成に係る手数料の減額と運動会花火打上委託料、水泳授業バス運行業務委託料の減額補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額30万2,000円の減、3節、4節につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費40万円につきましては、燃料費の増額計上でございます。12節委託料35万7,000円の減につきましては、

コロナ禍に伴う体育祭花火打上委託料、水泳授業バス運行業務委託料の減額補正計上でございます。

2目教育振興費、補正額250万円の減、18節負担金補助及び交付金250万円の減につきましては、コロナ禍に伴います中学校体育連盟行事参加負担金の減額計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額2,139万円につきましては、人件費の整理でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額59万3,000円、2目利子、補正額59万3,000円の減につきましては、利率見直し方式により借り入れた長期債のうち本年度見直し分に係る償還元金の増額と利子の減額補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1億3,466万9,000円、2節児童福祉費国庫負担金7,279万5,000円につきましては、歳出における教育・保育給付費負担金の増に伴う国庫負担金の計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金6,187万4,000円につきましては、歳出における更生医療給付助成費、障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費の増加に伴う国庫負担金の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額149万6,000円、1節総務費国庫補助金149万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額112万7,000円、1節社会福祉費国庫補助金112万7,000円につきましては、地域生活支援事業費補助金6万円、障害者総合支援事業費補助金106万7,000円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額22万6,000円、1

節保健衛生費国庫補助金22万6,000円につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補正計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額2,800万円の減、1節道路橋りょう費国庫補助金2,800万円の減につきましては、除雪トラック購入事業補助金2,800万円の減額計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額173万9,000円の減、1節小中学校費国庫補助金173万9,000円の減につきましては、学校保健特別対策事業費補助金173万9,000円の減額計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額5,706万4,000円、2節児童福祉費道負担金2,602万6,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。3節民生委員活動費道負担金、補正額10万2,000円につきましては、民生委員活動費負担金7万6,000円、民生委員協議会活動推進費負担金2万6,000円の計上でございます。5節身体障害者福祉施設費道負担金3,093万6,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額110万円の減、1節総務費道補助金110万円の減につきましては、地域づくり総合交付金の減額計上でございます。

2目民生費道補助金、補正額12万9,000円、1節社会福祉費道補助金12万9,000円につきましては、市町村地域生活支援事業費補助金12万9,000円の計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額9,385万8,000円、1節総務費寄附金9,385万8,000円につきましては、2,809件の余市町ふるさと応援寄附金9,271万6,214円と公共施設建設整備基金寄附金といたしまして有限会社服部葬儀社様からの50万円、匿名を希望される方からの14万

205円、また1件の余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金50万円でございます。

3目教育費寄附金、補正額2万円、1節教育費寄附金2万円につきましては、図書館図書購入寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円、本間英昭様からの1万円でございます。

4目民生費寄附金、補正額10万8,000円、1節民生費寄附金10万8,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして余市菊花同好会様から7,926円、久保利幸様からの10万円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額6,740万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金6,740万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6,414万9,000円、1節繰越金6,414万9,000円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額860万円、1節雑入860万円につきましては、北海道市町村振興協会助成金60万円の減、地域介護・福祉空間整備費補助金返還金920万円の計上でございます。

22款町債、1項町債、5目過疎対策事業債、補正額1,750万円の減、1節過疎対策事業債1,750万円の減につきましては、除雪トラック購入事業債1,660万円の減、過疎地域自立促進特別事業債90万円の減額計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目

的、除雪トラック購入事業債、補正前限度額1,660万円、補正後限度額ゼロ万円、過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額7,800万円、補正後限度額7,710万円。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 大きく4点伺います。

1つ目は全体的な話なのですが、おおむね12月のこの補正予算をもって出入りの整理というのが大体めどについてくると思うのですが、令和2年度の財政見通しというのはこういった形で着地すると今のところ現場としては考えていらっしゃるのか、それが1つ。

2つ目としては、6ページになるのですが、ふるさと納税の委託料等々に関してです。寄附についてを伺うのはちょっと変な話かもしれませんが、12月が一番受入れが多いというのがこれまでの実績であろうかと思えます。1億3,000万円今回組んでいらっしゃるけれども、既に請求の起きている分の支払いもあると思うのですが、仮にこれ全部使い切ることになったとした場合、果たして受入れ総額というのは幾らになるのかなど。加えて、今時点で受け入れている総額、2年度分は一体幾らになっているのかなどを伺いたい。

次に、3点目でございますけれども、コロナ対策ということで飲食店等への支援というのが1,200万円組まれてございます。以前の休業要請の対象になっている事業者さんというのがこの予算の主な対象になるとすると、1件頭おおむね10万円程度になるかと想定しますが、どうして休業対象のところに限ってしまうのかなど。29年度につくった過疎自立計画で見ましたら、余

市町で事業者というふうにかテゴリーされているものがおよそ一千百何がし事業者あったと思うのです。特に飲食店が打撃を受けているというのは理解できるのですが、飲食店以外にも相当数の事業者さんがこの町にはいて、なおかつ影響を受けていない業者はほぼないだろうと。とするならば、1件10万円というのは金額としてはちょっと少な過ぎるなと思うし、業態全体で見たらあまりにも狭過ぎるなと思うのですけれども、どうしてこうなってしまったのかなと。業種広げていくという考えはないのかなというのが3点目。

4点目として、12ページの空き店舗対策関連だったのですが、これ長年やってくださっておりますけれども、実際に今空き店舗となっている建物というのは全部で何件程度であるというふうに押さえていらっしゃるのかというのが1つと、またそのうち実際に空き店舗として活用可能なものというのは果たしてどのくらいあるというふうに余市町としては押さえていらっしゃるのかと。結構トイレがなかったり、2階にまだ元店主の方が住んでいらしたりして、空いているのだけれども、実際使えない建物というのは相当数あると伺っているのですけれども、その辺どうなっているのかなと。これひいては商店街の形成だとか産業振興という分野にも関わってくる重要な分野だと考えるのですが、いかがお考えかと。

○**財政課長（高橋伸明君）** 14番、大物議員からの1点目のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

令和2年度の財政見通しということでございますが、今期定例会において上げた補正予算で大きくは歳出の部分については見たわけでございますが、今後大きい要素といたしまして、やはり北海道の場合雪がございますので、降雪の状況によりまして除雪費が大きく増減するという部分ございますので、そこ見極めないと現段階では申し上げられないということでご理解いただきたいと思

います。

○**企画政策課長（阿部弘亨君）** 14番、大物議員の質問についてご答弁申し上げます。

2点目のふるさと納税に対する質問でございます。今回の補正について使い切るとどれだけの受入れ総額を想定しているかというご質問でございました。今回の補正で全部仮に使い切るとした場合の想定としては、おおよそ4億円程度の想定をしております。また、直近の金額についての受入れ総額についてでございますけれども、これにつきましては先月の総務文教常任委員会で報告しています10月末時点、これは1億417万4,000円でございます。ただ、速報的なことでいいますと、申込みベースですけれども、11月末でおおよそ2億1,300万円ほどの受入れ総額となっております。

○**商工観光課長（橋端良平君）** 14番、大物議員からのご質問のうち2点でございます。

まず、1点目、予算書7ページに記載の飲食店等事業継続支援助成金1,200万円に関するご質問でございますけれども、こちら休業要請の対象者と重複するのではないかというお話でございましたが、基本的には重複している部分が多々ございますけれども、このたび検討している内容といたしましては飲食店、そして飲食店のサプライヤー、飲食店に酒類などを卸している酒屋さん、そういったところへの支援ということで、お見込みのとおりに1件当たり10万円ということで検討しております。なぜそこに限るのかというお話でございますけれども、まず飲食店以外、小売店舗などに対しましても私どもアクリル板ですとかビニールカーテンの設置などの受入れ態勢に関する助成ということを行ってまいりました。また、新たな業態でお仕事、ご商売していただくための助成金というものも出しております。ただ、そうした中、コロナウイルスの第3波と言われております感染拡大が続きますと、こうした方々は年末年始の需要を大変見込んでおりまして、そのために何かそこ

を一つの望みという形で努力はされてこられたのですけれども、そういった需要が見込めなくなったということでございますので、これらの方々というのは余市町、本町経済の一翼を担う飲食店、そういった事業者とっておりますので、応急的な処置、応急的な支援でありますけれども、来年以降の需要回復に向けてこれら事業者の事業継続、これを支援していきたいということで、確かに少ないということかもしれませんけれども、何とかこれでこの厳しい苦境を乗り越えていただいて、また事業継続していただきたいというふうに考えるものでございます。

4点目の空き店舗の数、またその中で活用できる数というご質問でございましたけれども、大変申し訳ありません。こちらにつきましては資料持ち合わせておりませんので、ご容赦賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） ふるさと納税のことは分かりました。

財政見通しだったので、確かに見極め難しい部分あると思うのですけれども、去年雪少なかったですし、ただおおよそ過去3年か5年ぐらいで除雪費関連、まだ年度が終わっておらぬものですから、確定できる数字ではもちろんないのだけれども、それをならして考えたらおおむねどのぐらいになるのかなということまでもし分かればと思ったのですけれども、お答えいただければお答えいただきたいと。

最後に、空き店舗の話だったのですけれども、この間商工会議所に寄らせていただきましたが、大体50ぐらいだという話でした、商工会議所の見解としては。ただ、最初に触れましたけれども、トイレがなかったりだとか、2階に家主さん住んでいらっしやいましたとか、そういうケースがあったりして、実質居抜きで使えるのは10店舗あるかないかだよという状態になってしまっていると。今の駅前だとか国道縁の商店街中心にした話

ですけれども、かつて国道の拡幅工事があったと。今カラー舗装になったりしてありますけれども。その関係で建物を一回ずらしたりした関係で一気に建て替えが進んで、それで今沿線というのは大体築年数が似通っているという話も別のサイドで聞いてきたのです。そうなってくると、結局商店街形成、大型店とは別にした商店街の集積という観点でいった場合になかなか、空き店舗使っていただくのももちろんのだけれども、使いたくても使えない店舗がちょっと増えてきているのではないかなと。そういった中で、では空き店舗は使っていただくために積極的にやるのだけれども、商店街の外に結局店構えてしまうというケースも出てきているというふうに聞くのです。そうしたことを踏まえると、では何ができるかなという視点が大切になってこようかと思うのですが、いかがでしょう。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ちょっと繰り返しになって大変申し訳ないのですが、やはり雪の降る、降らないというものは財政上非常に大きい数字が動きます。昨年度でいいますと、やっぱり約3,000万円程度逆に不用額として出る。これが多いときですと5,000万円、6,000万円プラスしなければならない。そうになると、プラス・マイナスするとやっぱり1億円ぐらいの金額というのは降り方によって大きく振れてしまうという部分でございますので、そういうものを踏まえた中で、現状ではちょっと難しいということでご理解いただきたいと思えます。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からの再度のご質問でございます。空き店舗の数についてのお話ですとか、あと商店街形成の話でございました。50店舗というお話でしたけれども、これはきっと中心商店街にあるということだと思います。空き店舗という定義というのはどこまでというのがあるものですから、きっとこの中心商

店街にある50店舗ということをおっしゃっているのだと思いますけれども、私も助成しておりますこの空き店舗対策事業と申しますか、この助成金と申しますのはこの中心商店街に位置する空き店舗、それですとか、あと既存店舗の改修、改造に対する助成でございます。ですので、こういった形で中心商店街の形成と申しますか、商店街形成に寄与しているつもりでございます。

○8番（白川栄美子君） 3点ほど伺います。

まず、6ページの新型コロナウイルスに関連する事業なのですが、12節の庁舎多目的トイレの設置なのですが、これはいつ頃までに設置されるということで考えておられるかということ、それから18節の一般廃棄物の運搬の給付金、それは何名分で、これ一律で配るのか伺います。

それから、13ページの冬期除雪のほうなのですが、17節備品購入費、これ先ほどの説明の中でコロナ禍による未実施ということで説明があったのですが、除雪のトラックの購入ってコロナ禍の状況とどういうふうに関連するのか伺います。

○総務課長（増田豊実君） 8番、白川議員の多目的トイレの設置についてのご質問にご答弁申し上げます。

いつ頃までの予定ということでございますけれども、今回はあくまでも設計ということで予算計上させていただいております。なお、今予定でございますけれども、3月定例会で、その部分につきましてまた工事請負費等々の予算計上を考えているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○環境対策課長（成田文明君） 8番、白川議員の一般廃棄物等収集運搬従事者特別給付金に関するご質問にご答弁申し上げます。

この事業の目的につきましては、コロナ禍において相当程度心身に不安を伴いながら家庭ごみやし尿の収集運搬等の作業に従事された方々に特別

給付金を支給するといったものでございます。何名分かということでございますが、計40名に支給させていただきたいというふうに考えているところでございます。支給の方法につきましては、原則従事者のほうから町のほうに申請をしていただきまして、一律で支給させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○建設課長（篠原道憲君） 8番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

3点目のコロナに関わる除雪ダンプ購入との関連性でございます。これにつきましては、事業執行に向けまして取り組んでまいったところでございますけれども、ちょうど4月下旬の入札のご案内を差し上げた際に全社辞退届が出されまして、そういった部分で入札も中止になった状況がございました。そのときにお聞きした中では、コロナ禍での部品工場の一時閉鎖、あるいは技術者のリモートワークによりまして部品供給が遅れたり、あるいは設計協議、そういった具体的なものが進められないと。あと、作業に当たりまして3密というものも避けながら工場を稼働しなければならない、そういう事情がありまして、納期までに物を納めることが難しいという状況をお聞きしてございました。ただ、今回除雪トラック、年数もたっている機械でございますので、除雪の作業に支障がない形でメーカーさん側とも十分協議、あるいは進めながら、年度内は難しいという状況でございましたけれども、またそういったお話もちょっとお聞きしながら、また北海道とも情報共有しながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○18番（岸本好且君） 6ページの新型コロナウイルス対策事業費について何点か質問いたします。

この対策事業費、様々な取組をこの間されてきたと思っております。しかし、まだまだ終息する

見込みはない中、ましてこれから冬を迎える中で、まず心配されるところが大きいわけですが、先ほども質問ありましたけれども、コロナによってこれからの、特に経営者、事業の継続が心配されます。その中で4点ほどちょっとお聞きいたします。

まず、対策事業費の中で、委託料の中にスキー授業バス運行業務委託料ということで72万6,000円計上されていますけれども、コロナの中でこのスキー授業の中身、運行といいますか、行程、どのように考えられているのか、これをまず1点目、お聞きします。

それから、2点目は備品購入費なのです。これ258万6,000円の減ということで今回なっているわけですが、この備品購入、防災も含めてそれぞれ購入されたと思うのですけれども、今回これ減になっているということは十分備品については確保されたという認識でいいのかお聞きをいたします。

それから、3点目になるのですけれども、1,080万円、コロナ感染拡大防止の対策支援の助成金ということで、相当大的な金額が減ということで処理されておりますけれども、これも感染の防止で例えば飛沫防止だとかいろいろされていると思うのですけれども、今回これが減になって、これも先ほどと同じなのですけれども、これはそれぞれ事業者含めて十分だったという観点でこういう減額の処理をされたのかお聞きをいたします。

最後、4点目なのですけれども、今回新たに計上したものと減になったものの整合性ということで、目的が違うからとなるかもしれませんが、家賃・地代支援事業助成金がこれ180万円減、そして飲食店に限らないと思いますけれども、飲食店等事業継続支援助成金として1,200万円新たに今回計上したということで、片方で減をして、片方で新しく補正を組んだという、その整合性についてちょっとお聞きしたいと思います。

以上4点、お願いいたします。

○学校教育課長（高田幸樹君） 18番、岸本議員のご質問に答弁させていただきたく思います。

1点目のスキー授業バス、72万6,000円の増額計上でございますが、行程ということでございますが、小中学校ではキロロスキー場でスキー授業を例年行っております。ただし、この増額につきましてはバスに乗車する際の密を避けるという意味で、各小学校分で6台、中学校分で6台を増額計上させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○財政課長（高橋伸明君） 18番、岸本議員のご質問の2点目と4点目、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、備品購入費の部分なのでございますが、今回コロナウイルス関係の事業、各種ございまして、その中で備品購入費というのも幾つかございます。今回計上させていただいた部分といたしましては、従前予算措置させていただきました学校関係の備品、具体的に申し上げますとサーキュレーターですとか加湿器ですとか、そういった部分がもう契約を完了してございますので、そういった部分の執行残を落としておると、減額計上させていただいています。また、逆に防災関係の備品なんか必要な部分は今回計上させていただいている部分一部ございます。これら備品につきましては、ほかにも各事業、いろいろ中に入ってございますので、そういった中で順次整理をかけながら予算的な整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、18節の中での増減の整合性という部分でございまして、これも答弁的には同じようなお答えになってしまうのですが、今回コロナウイルスの関係では国の交付金を利用しているという関係ございまして、事業計画を立てて国のほうに提出してございます。それぞれ各事業ごとにある程度

事業費というのが割り振りされておりますので、予算的にもある程度整理をかけないとそれぞれの事業内での事業費の増減というのをかけづらいという状況ございますので、そういった意味である程度予算と整合性を図りながら事業計画のほうも逐次事業費の修正を図ってまいりたいという関係ございますので、予算計上は増減を出させていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○商工観光課長（橋端良平君） 18番、岸本議員からのご質問でございます。まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援助成金1,080万円の減に関するご質問でございますが、こちらにつきましては4月から5月にかけて休業要請を行った事業所に対しまして協力支援金という形で1件当たり20万円の支給をしたものでございまして、約200件というもの見込んでおりましたけれども、大体150件程度ということで、1,000万円程度が不用額となったものでございます。当時は感染拡大防止ということに主眼を置きまして休業要請を行いましたけれども、今現在、これからどうなっていくかは別といたしまして、休業要請という形ではなく、しっかりと感染防止に取り組んでいただきながら、そして事業継続をしていただくという趣旨の下で様々な取組を商工観光課としては行っております。そうした中で、新業態をスタートする方への助成金、また感染防止のための支援助成金という形で支給しておりますけれども、その状況に応じて対象業種を拡大したりですとか、対象品目を拡大したりですとか、そういった取組を行っております。そういった中で、地代の部分とちょっと重複しますが、地代等を減額したのは実績に基づいたものでございまして、そういった中で効果的な予算を執行していくために一部は減額、そして一部に増額という形になっているものでございますので、決して地代ですとか家賃のほうを軽んじているものではございません。実

績と申しますか、実情に応じてやりくりをさせていただいているものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○18番（岸本好且君） 1番目のバスの関係については、これ単純に3密を避けるために要は台数を増やしたという考え方でよろしいのですか。通常だったらその台数で十分だけれども、今回密接を防止のために空けて乗車するというので、当然それは全生徒乗れなかった場合に台数を増やす、そういう運行の仕方と申しますか、乗車の仕方について今回補正を組んだということについて理解してよろしいのか、そこら辺ちょっとお聞きしたい。

それで、もう一点ございます。今橋端課長のほうから詳しく説明がありましたけれども、単に休業補償ということではなくて、今後、事業の継続も含めてそうですけれども、一旦整理と言ったらおかしいですけれども、私がちょっと心配しているのは、春の4月、5月の段階から今、秋、冬にかけてある程度たっている中で状況もすごくだんだん変わってきていると思うのです。その中で今回減になったもの、新たに補正を組んだのとありますけれども、やはり町としてもその実態と申しますか、頑張ってもらって、中には廃業された方もいらっしゃると思いますので、今後そういうことがないように十分その辺実態調査も含めて予算措置をしていく必要があるかと思っておりますので、その辺は今後の拡大の状況にもよりますが、そこら辺の町の姿勢というものをちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（高田幸樹君） 18番、岸本議員の再度のご質問に答弁させていただきたく思います。

バスの台数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、増便させていただきたいというふうなお話で間違いございません。ただし、運行の仕方について、バスは大型バスを例年使用させていただいておりますので、運転手さんを含めると

55人乗りなのですが、そうすると子供たちは54人ということになりますけれども、その乗車定員を密を避けるために半分にしたいというふうに考えてございます。その運行の仕方をした場合にこの台数を増便させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 18番、岸本議員からのご質問でございます。刻々と変化する情勢を見極めながらというご指摘かと思えます。確かに目まぐるしく状況変化するものですから、場当たりの応急処置に終始しているというのが現実でございます。ただ、そういった中でも我々も業界ですとか経済団体、そしてそういった主要な産業に携わっている方々からのお声を拾い上げた上で対応しているつもりではございます。いずれしかるべき時期にはしっかりとどうであったかということは検証した上で今後の反省も含めて対応していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

昼食を含め午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回提案申し上げました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和2年度介護保険制度改正の内容確定に伴う介護保険システム改修委託料の増額と保険給付費において不足が見込まれる高額介護サービス費の増額補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源を繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ1,239万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,079万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。5ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額319万円、12節委託料319万円につきましては、令和2年度介護保険制度改正の内容確定に伴う介護保険システム改修委託料の増額計上でございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額920万円、18節負担金補助及び交付金920万円につきましては、高額介護サービス費の給付費増加に伴う増額計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額184万円、1節現年度分184万円につきましては、高額介護サービス費の増額に伴う介護給付費負担金の計上でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額73万6,000円、1節現年度分調整交付金73万6,000円につきましては、国庫負担金と同様に歳出増額に伴う調整交付金の計上でございます。

4目介護保険事業費国庫補助金、補正額170万円、1節介護保険事業費国庫補助金170万円につきましては、介護保険システム改修委託料の増額に伴う介護保険事業費国庫補助金の計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額248万4,000円、1節現年度分248万4,000円につきましては、高額介護サービス費の増額に伴う介護給付費交付金の計上

でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額115万円、1節現年度分115万円につきましては、高額介護サービス費の増額に伴う介護給付費負担金の計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額115万円、1節現年度分115万円につきましては、高額介護サービス費の増額に伴う介護給付費繰入金の計上でございます。

5目その他一般会計繰入金、補正額149万円、1節事務費繰入金149万円につきましては、介護保険システム改修委託料の増額に伴う事務費繰入金の計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額184万円、1節繰越金184万円につきましては、高額介護サービス費の増額に伴う繰越金の計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和元年度の保険給付費等交付金の精算に係る返還金の補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、必要となる財源を国民健康保険税に求め、歳出の均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,668万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額718万9,000円、22節償還金利息及び割引料718万9,000円につきましては、令和元年度の保険給付費等交付金の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページの上段をご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額718万9,000円、1節医療給付費分現年課税分532万2,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分141万6,000円、3節介護納付金分現年課税分45万1,000円につきましては、保険給付費等交付金過年度返還金に要する一般財源の追加計上でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 今回、道に対する返還金が確定したということでこの予算というのは今説明受けましたけれども、年度当初に赤字の繰上げ充用やっておったと思うのですけれども、今回この返還金を出した関係で年度末の見通しはどうなっているのかなど。繰上げ充用した範囲内で着地する見通しとなっているのか、あるいはちょっと足が出るという状態になろうかと予測されるのか、その辺を伺いたいと思います。

○保険課長(中島 豊君) 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

このたび補正予算に計上させていただきました718万9,000円、これは前年度の交付金の返還金ということになりますが、年度当初、令和元年度の累積赤字額が7,712万2,000円ございました。今

回この返還金を加算いたしますと、単純に前年度の精算金を翌年度で繰上げ充用の分に加算するかどうかという議論もございますが、単純に積み上げますと8,431万1,000円という形にはなりません。ただし、本年度中の給付費の見込み、また保険税の伸び、一般的には給付費、医療費のかかった部分というものが影響されてくる部分かと思っておりますので、今現在令和2年度の累積赤字の増額になるのか、計画どおり減額になっていくのかという見通しにつきましては、この冬期間のインフルエンザの感染状況により保険給付費というものは大きく影響いたしますので、今の現段階では累積赤字が減るか増えるかという部分に関してはちょっと見込みがつかない状態になっておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和3年度より適用となる個人所得課税の見直しに伴い北海道後期高齢者医療広域連合との連携に係るシステム改修委託料の補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、必要となる財源を国庫支出金及び一般会計繰入金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,849万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額110万円、12節委託料110万円につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料の追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。本ページの上段をご覧ください。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額88万円、1節事務費繰入金88万円につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料に伴う事務費繰入金の計上でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額22万円、1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金22万円につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料に伴う国庫補助金の計上でございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案の

とおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（北島貴光君） ただいま上程されました議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては下水道受益者負担金の前納報奨金の増額、令和2年度分の消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上を行い、併せまして令和元年度建設事業費の国庫補助金返還金の補正計上を行うものであります。また、公債費におきましては、下水道事業債の借入れ利率の確定に伴う長期債償還利子の減額補正を行うものであります。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,547万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,934万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページを

お聞き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額73万8,000円、7節報償費16万2,000円につきましては、令和2年度賦課下水道受益者負担金に係る5年分一括納付額が見込みより増加したことによる受益者負担金前納報償金の増額補正であります。26節公課費57万6,000円につきましては、令和2年度消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額補正であります。

2目財産管理費、補正額2,257万8,000円、24節積立金2,257万8,000円につきましては、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額5万1,000円、22節償還金利子及び割引料5万1,000円につきましては、令和元年度の国庫補助対象費の確定に伴う国庫補助金返還額の補正計上を行うものであります。

次のページをお聞き願います。3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額789万円の減、22節償還金利子及び割引料789万円の減につきましては、令和元年度借入れの公共下水道事業債の借入れ利率確定に伴う長期債償還利子の減額補正をいたしたものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、2ページをお聞き願います。下段をご覧ください。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,547万7,000円、1節繰越金1,547万7,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（奈良 論君） ただいま上程されました議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）について、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、営業費用、各目、人件費について人事異動に伴う人件費の整理を行うものであります。

また、資本的収入につきましては、豊浜橋架け替えに伴う配水管移設関連事業費に関わる工事負担金の増額補正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 令和2年度余市町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額6億8,475万8,000円、補正予定額758万7,000円の減、計6億7,717万1,000円。

第1項営業費用、既決予定額5億8,130万9,000円、補正予定額758万7,000円の減、計5億7,372万2,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,751万9,000円」を「2億7,396万4,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,798万8,000円」を「2,443万3,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億7,592万7,000円、補正予定額355万5,000円の増、計3億7,948万2,000円。

第3項工事負担金、既決予定額2,720万円、補正予定額355万5,000円の増、計3,075万5,000円。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億2,253万5,000円」を「1億1,494万8,000円」に改める。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

1ページをお開き願います。令和2年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。支出、1款水道事業費用、補正額758万7,000円の減、1項営業費用、補正額758万7,000円の減、1目原水及び浄水費、補正額594万7,000円の減につきましては、人事異動に伴う人件費の整理による減額補正であります。

2目配水及び給水費、補正額299万3,000円の減につきましては、人事異動に伴う人件費の整理による減額補正であります。

3目総係費、補正額135万3,000円の増につきましては、人事異動に伴う人件費の整理による増額補正であります。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、補正額355万5,000円の増、3項工事負担金、補正額355万5,000円の増、1目工事負担金、補正額355万5,000円の増につきましては、豊浜橋架け替えに伴う配水管移設関連事業費に関わる工事負担金の増額補正でございます。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時45分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第15、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和2年第4回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお祈いします。

中小・小規模事業者を取り巻く金融対策について伺います。余市町は商業集積がJR余市駅の東側、特に大型店に集中しており、それ以外の地域に立地する商工業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しているが、コロナ禍の売上げ不振が重なり、危機的な状況にあります。全国的には3月末に倒産、閉店が急増するとの観測が流れる中、12月の金融対策が特に重要な意味を持つものと考えます。かつて我が党の先輩議員の質問で立ち上がった年末金融に関する金融対策の6者による協議体は、経年的にその役割を果たしていると考えますが、具体的に年末緊急融資の成約実績は昨年実績と比べて今年はどうであったのかお知らせいただきたい。なお、今年からはコロナ関係の緊急融資を日本政策金融公庫も扱っており、政策金融公庫でも年末緊急融資対策が進められていると考えますが、これらの実績も併せて詳しくお知らせください。

12月6日のテレビ報道で新型コロナに関する政

府系金融機関の無担保、無利子制度は年末で中止すると報じられていたが、1月から3月までは民間の金融機関に委託して継続すると報じられていました。次年度以降に関しては制度は継続するが、有利子になると報じられていたが、これに対する自治体への通達等があったのでしょうか。

本質問に当たって商店、商工会議所の方々ともお話ししましたが、商店街の方の中には返す当てがないから借りられないと、こういう話もありました。なお、2店の店主が来年になったら閉店したいと考えているとの話でした。こうした話を聞いて、コロナ対策で打ち出されたこうした政策金融公庫の融資制度が周知徹底されているのか疑問を持ちました。これらの融資は据置期間が5年以内で、他の融資からの借換えも可能と中小零細事業者を支える上で極めて有益な制度であると考えています。さらに、制度の組合せによって実質無利子、無担保で借入れが可能とも理解しています。それだけにこの融資がどれだけ活用されるかが年末、年度末を乗り切る上で重要と考えるものです。先ほど申し上げた返す当てがないという業者に対しても同様であると考えます。

今3月危機説が強く叫ばれる中、12月は年の終わりです。事業者としてはできるだけ売上げが欲しいという気持ち、決済面では売り掛けをできるだけ回収したいという気持ち、また手形決済をしている事業者は支払いを3月へ繰り延ばして、手形を書き換えて対応するなどの話も伺っています。こうした点を踏まえると、この融資制度が活用されていけば3月危機説を回避できる可能性があるのではないのでしょうか。また、改めてコロナの緊急融資について広報などで再度周知徹底を図ると同時に、商工会議所などと協議して、年度末を乗り切るための相談窓口を強化すべきではないかと考えます。余市町内の事業者が年を越え、年度を越え、コロナ終息の後に再び力強く歩んでほしい、そのためにもあらゆる機関の人知を

集め、対応に当たっていただきたい、そう願って、以下伺います。

1つ、例年の6者による協議体の中に日本政策金融公庫は加わっているのか。現在の構成者について。

2つ、昨年、今年の年末緊急融資の各団体別の成約実績と申込みはしたが、未成約となった件数について。あわせて、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付けの実績と未成約となった件数、その主な理由について。

3つ、政府系金融機関の無担保、無利子制度は年末で中止すると報じられ、来年1月から3月までは民間の金融機関に委託すると報じられているが、これらに対する自治体への通達の有無について。

4つ、商工会議所など各団体と協議、連携しながら改めて融資制度の周知徹底を図ることについて。

5つ、年度末も見据えて改めて相談窓口を強化すべきと考えるが、その方向性と具体化について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の中小・小規模事業者を取り巻く金融対策についての質問に答弁します。

1点目の協議体に関する質問ですが、日本政策金融公庫小樽支店、北海道信用保証協会小樽支店、北海道信用金庫余市支店、北海道信用金庫沢町支店、北洋銀行余市支店、余市商工会議所及び余市町により構成される金融懇談会において意見交換などを行っています。

2点目の年末緊急融資、新型コロナウイルス感染症特別貸付けの実績に関する質問ですが、初めに年末緊急融資といたしましては、昨年12月に余市商工会議所があっせんした融資の実績によると、日本政策金融公庫が無担保、無保証で融資を行う小規模事業者経営改善資金が融資件数2件で、融資金額が540万円、北海道の制度融資である中小企業総合振興資金融資が1件で500万円、余市

町中小企業振興融資が5件で2,500万円です。なお、令和2年につきましては現時点では融資の申込みはありません。また、余市商工会議所を經由して融資の申込みがなされた新型コロナウイルス感染症特別貸付けにつきましては、令和2年12月10日時点で件数にして8件、貸付け金額は1億700万円と伺っています。なお、年末緊急融資、新型コロナウイルス感染症特別貸付けのいずれも未成約となった事案はありません。

3点目の政府系金融機関による無担保、無利子融資制度の終了に関する質問ですが、現在のところそうした情報は承知しておりません。

4点目の融資制度の周知徹底に関する質問、5点目の相談窓口強化に関する質問につきましては、それぞれ関連がありますので、一括して答弁します。融資制度はもとより、各種支援制度の周知並びにこれら制度に関する申請手続の支援は、余市商工会議所が中心となり、町内事業者に対する相談対応に努めているところです。町としても引き続き果たすべき役割を果たしていきます。

○14番（大物 翔君） まず、1点目からなのですけれども、構成者の中に日本政策金融公庫すとか、あるいは信用保証協会さんが入っているというのはもっけの幸いでして、未成約となった話は聞かないと2問目でも答えていただいていますけれども、実は全国的なケースとして、政策金融公庫の段階では丸となっているのだけれども、信用保証協会さんの段階でバツとなって、融資できませんというふうになってしまったというケースが出てきていると。

2問目に移っていくのですがすけれども、結局この制度というのは主として倒産防止が強く念頭に置かれておるものなのです。つまり場合によっては債務超過だったり、あるいは手形で不渡りが出ていたり、そういったケースも対象になり得るという趣旨のものであると理解しています。今後のことも踏まえてなのですけれども、余市の中では今

の段階で未成約となった話はなかったというのだけれども、改めて信用保証協会さん等にもこの制度の趣旨に従って着々とやっていただきたいのだと、お願いだからはねるということではできるだけしないでほしいのだということを町としても改めて要望していく必要があると考えるのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

融資に関しましては、国の制度ですとか民間、そして政府系金融機関がコロナ禍における中小企業の倒産防止の下に一丸となってやっているところでもあります。他方で、融資に関しましてはもちろん各機関が責任を持ってやっているわけではありますが、個別の財務内容についての精査に関しましては一般よりは緩いようにやっているというふうに聞いておりますけれども、引き続き町ができることはやっていくという先ほど答弁したスタンスでございます。

○14番（大物 翔君） 一つこの融資の成否がやっぱり鍵を握っていると思うのです。ただ、伺っている範囲の話では随分と件数が少ないなど。必要ないから申し込んでいないのか、分からなかったから申し込んでいないのか、もしくは該当するか自信がなかったから申し込んでいないのかは分からないのですけれども、ただこの間ちょっといろいろな制度見てみましたが、これほど優遇されている制度というのはほかにないなど。もうここまでやる制度って出てこないのではないかなというぐらい相当なものなのです。それは、やっぱり取りも直さず何においてもまず事業者を潰させないと、まずは生き延びさせると。そして、据置きをかけてでも実質無利子、無担保にしてでもまず生き延びてもらいたい。コロナが一定程度終息した暁には復活していただきたいと、そういう趣旨でこれ進められているものだと思うのです。その見地からすれば、この成約件数

というのはいささか疑問だなというところがございます。引き続き対応をよろしくお願いします。

4番目と5番目にも関わってくる話をします。実は先月商工会議所に伺った段階でも飲食店経営で大体六、七店閉店したと。団体が別なものですから、そう聞いているよという又聞きの情報なのですけれども、そういうのがあったと。会議所に関係している会員さんの中でも、まだ営業はしているのだけれども5事業者が閉めたいのだと。開けているだけでもつらいのだと。かといって閉めるに閉められないのだと。途方に暮れているのだという話がやっぱり出てきていました。特に小規模な事業者さんになってしまいますと、事業主さん本人が借りるに当たっての連帯保証人になっている可能性があるのです。あるいは別の人が保証人になってしまっていると。自分が倒れることによってほかの連帯者のほうに債務請求がいかないように何とかしたいのだと。さりとてめどが立たぬということであぐねているという話も聞くのです。やっぱりそうなってくると、もし何とか事業続けたいのだという意思があるのであればこういう制度あるのだよと。余市町が必ずしも悪いわけではないのだけれども、成約実数からすればこれを申し込む価値は十分にあるのではないのかなと。3年間実質据置きもかかっている。実質無利子、無担保になっている。その上でさらに借換えもできるとすれば、これまだまだ周知していく必要があるのではないかなと私は思うのです。それで、思うのですけれども、一回、1月号でもいいので、「広報よいち」に融資に関するご案内の冊子、挟み込んであげてはどうかと思うのです。余市町の玄関のところにも冊子置いてありますし、ネットからも取れるのですけれども、事業者さん本人だけではなくて、周りの人も含めてこういうものあるよと。使うか使わないかは分からないけれども、こういうものあるのだよというふうに情報伝えていってあげると。そうやってお互い

に支え合ってあげるといふものをつくるために情報提供してあげるといふのは重要なのではないかなと考えるのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

事業者の成約件数が少ないと、周知がされていないのではないかとということでございますが、私は必ずしもそうは思いません。もし、この制度の趣旨、そして情報に関しましては連日メディアでも取り上げられていますし、実際には多くの方々が使っているわけでございます。余市町内においてもこの制度以外にも持続化給付金などの窓口を設置して、多くの事業者が使っておるといふふうに把握しております。ですから、もし各事業者がビジネスを続けていく上で非常に厳しい状況にあるのであれば、もちろんこれは第一選択として知っているべきもので、まさか自分のビジネスで困っている事業者が知らないということは到底想定できないのではないかと考えるわけです。したがって、「広報よいち」に差し込むことの有効性に関しては私はちょっと疑問があるというような意見を持っております。

○14番（大物 翔君） みんなは知っているはずだから、わざわざそこまでしなくてもなど。おっしゃりたいことは分かるのですけれども、ただ全員が知っているかどうか一人一人確認することはできないので、何とも言えぬのですけれども、一つ重要な余市町としての政治的メッセージになると思うのです。紙代かかりますけれども。余市町としては皆さんに倒れてほしくないのだと。何とか生き残ってほしいのだと。それでも駄目だった場合は別かもしれないけれども、もう一度考えてくれと、そういうふうなメッセージを伝えることにもなるのではないのでしょうか。確かに皆さん必死にやっぺらっぺらと思うのです。ただ、なかなか、私は大きなお金銀行から借りたことってないのでございますけれども、借りているとしたら奨学金

ぐらいでしょうか。だけれども、いざお金を借りようとする身としては、やっぱり相談しに行くだけでも相当怖いものです。特に今回のこの融資というのはそれなりの規模の事業者さんに限らず、個人事業主だとかいわゆるフリーランスの方も国民生活事業のほうでは対象になっているのです。どういふことかという、単にお店屋さんだけではなくて、やっぱり場合によっては農業者だとか漁業者も対象になり得るといふことなのではないでしょうか。重複している制度はあるのかもしれませんが、恐らく大事な柱になるのはここだろうと思うのです。そう考えていけば、借換えも含めてこれに一回乗っかってはどうかと。その上で時を稼いで、状況見定めても遅くはないのではないのかと。そういうふうにしていく必要があるのではないかなと思うのです。もともとこの対策融資というものはつくったのは3月ですから、残念ながら第2波、3波を想定して設計された制度ではないはずなのです。それから一部貸出金の積み増しなどやっぺらっぺら対応していますけれども、早い人だと来年の5月にはもう返済が始まるという話も聞いているのです。ちょっと今のこの状況で果たして5月に終息しているかという何とも言えない状況になってきていると。であれば、枠がまだ残っているのであれば追加で借りるだとか、あるいはまだほかに残っているのであれば借り換えてもらうだとか、そういった形で側面的に支援していっぺらあげることがやはり重要であると考えられるのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん町としては小規模事業者、フリーランス、その他経済主体が倒産したり、事業を閉めたりすることは望ましくないということで、ありとあらゆる側面支援をやっているわけで、先ほど補正予算で計上した飲食店等における支援金もその一環であります。また、他方でどういう判断をす

るかはそれぞれのビジネス主体が個別に考えることであって、もちろん情報の提供はこれまでもしてきているわけですし、引き続き商工会議所や各団体とは協力していつているわけでございますけれども、そこを借りてくださいと町が民間ビジネス主体に言うということはなかなか難しいのではないかというふうに思っております。

○14番（大物 翔君） そうしたら、最後に1つこれ申し上げますけれども、広報に織り込む、織り込まないの話ですけれども、潰れてしまっから実はそんな制度があったのですという事態だけは何としても避けたいのです。それは確かに自由経済の世界ですから、いい情報は自ら手に入れるというのはそうかもしれないけれども、ただちょっと状況が状況ですので、全てやり切った上でもう駄目だとなるなら、これはどうしようもないことかもしれない。ただ、一件でもそういうケース出てきてしまうとやっぱりよくないと思うのです。まして商工会議所に加入されている事業者さんってこの間伺ったら475あるそうなのです。一方で、過疎自立計画など見ていると1,000件以上事業者は余市にあることになっているのです。これ恐らく農業者とかも含めてですけれども。さらに、今一番情報を手に入れづらい可能性が高い業種というのはやっぱりいわゆる一人親方。本当の小規模な個人事業主さんとかか請負やっている方とか、そういうものになると思うのです。確かにテレビでやっています。探せばネットでもあるかもしれない。ただ、例えば商工会議所に既に入られている方であれば、かなり早く情報回ってくると思うのです。でも、全員がそこに関わっているわけでないとなれば、やっぱりそういうところへの手当てって必要なのではないかなと思うのです。これは引き続き検討されたほうが良いと思います。

最後、5点目、年度末を見据えてという話なのですけれども、今相談窓口というのはあるのです

ようか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁にありますとおり、基本的には商工会議所や各団体が窓口になっているわけでございます。まず、加えて一人親方ですとかフリーランスも含めた小規模事業者に関しては、やはりメインバンク等の付き合いは日常的にあるわけでございますから、そこが一番それぞれの経営状態を知っているわけでございますので、もちろんメインバンクが一番必要な融資を提供なり提案するというふうには通常であれば想定されるわけです。窓口としては、先ほど申し上げましたとおり、商工会議所や各種団体が窓口になっておりますが、町としては引き続き果たすべき役割を果たしていくということでございます。

○14番（大物 翔君） 第一次、第二次で我々も予算要望今年2回ほど上げさせていただいたのですけれども、この中で総合相談窓口をつくりなさいという話を要望したと思うのです。なかなか難しいと言われてしまいましたけれども、確かに銀行ですとか商工会議所だとかにそういう意味での窓口であると思うのです。ただ、それだけではなくて、結局融資の制度の性質から考えれば、いろいろな業種、業態にまたがってくる可能性がある。ならば、せめて公民館の大講堂使ってあげるだとか、そこで説明会、あるいは相談会を開いてあげられるようにすべきではないかなと思うのです。ちょうど今日お昼にNHKでやっていたけれども、札幌市なんかは区ごとに回って、そういうのを今またやっているのだという話、ちょうどやっていたのです。そのときインタビューに答えていたのは、商工会議所の人ではなくて、市役所の職員さんでした。果たすべき役割を果たしていくとおっしゃるのであれば、感染症対策しながらそういう場所をつくってあげてやっていけば少しは違うのではないかなと。やれることを、思い

つくことをやってみて、それでも駄目ならどうにもならぬですけれども、まだやれることあると思うのです。それをやるとも言わずして、果たすべき役割というのは少し腑に落ちないのです。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

前提として、そもそもそういう窓口が必要なのかというところで見解の相違があると思うのですが、これまで町としても周知徹底は行っておりますし、もちろん広報でも入れたこともあるとは思っております。そして、相談に関しては、これまでの答弁でも答えたところもありますけれども、個別具体的に相談があればもちろんそれはむげにすることはなくて、親身に商工観光課が担当になってきちんと相談には乗ると言っております。さらには持続化給付金などの相談窓口を実際に設置してやっていたということもあるので、様々な体制で中小、小規模事業者をサポートするような体制を取っているわけです。ですから、やれと言うのは簡単で、見栄えがいいかもしれませんが、それが果たして本当に機能するのか、本当に必要なかどうかというのはきちんと見極める必要があるというふうに私は考えておまして、限られた行政コストをいかに効率的にどうするかという観点で、必ずしもそれは効率的な政策ではないのではないかとこのように思います。

○14番（大物 翔君） しかし、必要であるかどうかを一体どうやって判断される気なのだろうなという素朴な疑問はありますけれども、小樽市のケースなのであるけれども、ちょうど今持続化給付金というお話あったので、述べさせていただきましても、確かに給付金は来たのです。ただ、その使われ方どうだったのですかというふうに聞いてみたら、結局残っている支払いだとか、そういうものに充ててしまって、制度の名前は持続化給付金なのだけれども、持続化給付に実態的な

っていないという話も出ているのです。そうしたことで考えていけば、私はどちらかという相談したくてもできなくなっているのではないのかな、その線が強いのではないかなというふうに思わざるを得なかったのです。合理的に判断してといますけれども、コロナがいつ終息するかも分からないし、いつ景気が回復軌道に乗り直すかも読めないし、全く分からぬ中で日々対応せざるを得なくなっているわけなのです。どうして広報一本織り込むこともしないのか。何で会場一つつくって支え合うことをするというメッセージを出してもあげないのか。その姿勢そのものが私まではないかなと思うのですけれども、最後に伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

町としてはもちろん必要な役割を果たしていくということでございまして、先ほどから申し上げているとおり、必要な場合はどんどん相談できる体制にもなっておりますし、情報に関しても周知徹底は常にしているという認識であります。

○14番（大物 翔君） そちらから出向いてください。相談があれば受けますではなくて、場所つくるからお願いだから来てください、このぐらい言わなければ駄目だと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

ちょっと勘違いというか、我々はやらないとは言っていないわけです。もちろん既にやっているし、これからも中小、小規模事業者を支えていくというのはありとあらゆる面でやっております。その一つがきちんと事業者の要望を聞いた上で弱い、一番しんどいというところにはきちんとパッチを当てるような政策を取っているわけです。ですから、不作為というような言いぶりですけれども、必ずしもそれはなくて、きちんと融資が必要などころには情報が届くように関係機関と連携を

しながらやっているし、窓口をつくるべきだというけれども、そもそも、先ほど来繰り返しになりますが、少なくともこれまでの話で全ての情報が届いているとは思われますので、行政コストを割いてそれをやることの意義というのは私はちょっと懐疑的に見ている。他方で、メッセージとしては、中小企業支援としては全力でサポートするというのは各施策を見ていただければ分かるかと思えますので、引き続き町が果たすべき役割を果たしていくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号17番、土屋議員の発言を許します。

○17番（土屋美奈子君） 令和2年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問をいたします。答弁のほどよろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症拡大は、命や暮らしを脅かし、経済にも大きな打撃を与え続けております。マスクや手洗い、3密回避などの感染症対策は浸透しつつありますが、第2波、第3波と感染拡大の波が押し寄せ、苦境が長引く状況からコロナ疲れによる行動の緩みや先が見えない不安感などもあって、社会全体がいら立ち始めております。切り札とされるワクチン開発は、国内実用化へ向けた動きが加速しておりますが、まだまだ課題を抱えているといった状況であります。国の追加経済対策の中身がまとまり、地方創生臨時交付金の拡

充も盛り込まれる中で、必要などころにしっかりとした支援ができるよう体制を整えなければならぬと考えます。以下、質問をいたします。

これまでの本町の新型コロナウイルス対策事業についてどう評価をしているのかお伺いいたします。

地域経済や町民生活への影響調査も必要と考えますが、見解を伺います。

自粛の状況が長引くことによる心の問題も重要と考えますが、ここの調査の必要性についても見解を伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大によって社会や経済の構造変化は急激に進み、生活の形や働き方も大きく変化をしております。国の追加支援策には柱の一つとして経済構造の転換が盛り込まれ、デジタル化の推進が図られる中で、慣れない世代にとってはついていけない部分が大いと考えます。今後の見通しと対策について見解を伺います。

新型コロナウイルスのワクチン開発が急ピッチで進められており、国から各自治体に対し実施体制を整えるよう通知されたようですが、本町の状況をお聞きいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の新型コロナウイルス感染症対策についての質問に答弁します。

1点目の新型コロナウイルス対策事業についての評価に関する質問ですが、この間本町ではコロナ禍における独自の経済対策として余市町感染拡大防止対策支援助成金支給事業、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金事業、プレミアム付商品券事業、家賃地代支援事業などを実施しています。また、現下における新型コロナウイルス第3波により大きな打撃を受けている飲食店や宿泊事業者等に対し、事業継続のための下支えをすべく1事業者当たり10万円の支援金の支援を予定しています。なお、各種支援事業の助成を受け

られた方々より寄せられる声やプレミアム付商品券の販売、利用状況などに鑑みて、一定の事業効果が認められるものと判断しています。

2点目の地域経済や町民生活への影響調査の必要性に関する質問ですが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響は多くの町民に多大なる影響を与えているところであり、経済や町民生活の影響を最小限に抑え込めるよう各種の政策を展開しているところです。これら支援策を進めるに当たりましては、経済団体や影響が大きいと思われる方々にヒアリングを行い、制度設計を実施しているところではありますが、現段階では感染拡大の終息に向けた取組を優先するとともに、経済への影響を最小限に抑える施策を展開することが重要です。今後におきましても、ウィズコロナに向け町民の声を聞きながら必要となる施策を展開していきます。

3点目のデジタル化に関する質問ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンライン会議やオンライン授業、テレワーク、リモートワークといった様々な形態においてデジタル化の有用性が認知されているところでもあります。国においてもデジタル庁の創設の動きもあり、こうした変化はアフターコロナにおいても社会に定着するものと見込まれております。本町においてもこうした社会構造の変化に対応した行政サービスを考える必要があり、その上でも光回線の整備は必要であり、現在町内の光回線整備に向けて取り組んでいるところです。ご指摘のとおり情報機器に不慣れな世代、不慣れな方に対しましては、昨年度も初心者に分かりやすいスマートフォンの使い方セミナーを開催しておりますが、今後もこうした形で情報化に対応できるよう対策、支援をしていきます。

4点目の新型コロナウイルスワクチン接種における実施体制に関する質問ですが、現在国においてワクチン等の確保、接種体制等について検討が

進められているところであり、今後情報の把握、適切な対応に努めていきます。

○17番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

これまで様々な対策を打ってきた中で、事業の効果は一定程度あったという形の評価をされているということでした。評価の形もいろいろあるのだろうと思いますけれども、全国の大きめの自治体を見ると中間評価という形で各種事業のどういう効果があったのかというのを目に見える形としてこれまでの評価をホームページで出している。一次の補正、二次の補正とこれまで国の緊急対策の補正を受けて、うちも事業進めてきたのだけれども、次から次と対策を打っていく中でどういう効果があって、そして次はどのようなのが必要なのであろうかというときにやっぱりどこかの時点で一定の評価をする。評価の仕方といっても、自治体の評価の仕方としては例えばPDCAサイクルという、よく言われる形もありますけれども、計画を立てる、実施をする、評価をする、そして改善をするということを繰り返す。こういうシステムができている自治体では中間の評価ががっちりできているのかなと思います。うちはまだその構築というのは仕組みができていないのかもしれないけれども、このコロナ禍にあっては事態の変化が激しいものだから、このPDCAサイクルではちょっとスパンが長過ぎるという声もあります。もう少し早い仕組みで回していかないと変化についていけないのではないかという声もあります。ただ、どういう形を取るにしても何らかの形で一定程度やって、これまでの事業の検証をして、評価をして、そして出すという形、これが必要なのではないのかなというふうに思います。どうでしょう。見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、もちろん国の予算を使う以上

はきちんとした評価を進めていくことが重要であります。他方で、評価のシステムに関しましては、ご指摘のとおりP D C Aではあまりにも時間かかり過ぎるので、こういう場合はO O D A、ウーダという評価システムもありますが、要は事業回しながら同時に評価していくというような迅速性が求められる評価基準でもありますので、そういうのが有効かなと思いますが、現在のところ、もちろん先ほど補正予算も組ませていただきましたが、予算を取り下げて、また組み替えるというのが、やはり動きがありますので、そういうように補正予算も随時変わっていくというような今年の体制になっております。実際に担当課でもこれまで出した予算がどこでどう使われたのか、何件使われたのかななどを表にまとめておりますので、評価をしながら引き続き必要なところに予算をつけ、または組み替えていくというようなことを随時やっていっているところでございます。

○17番（土屋美奈子君） できればどこかの時点で評価の全体の形をつくって出していきたいなというふうに思います。私が参考にして見てみたのは、うちの町ととても近い会津若松が11月に中間評価を出している。これを見ると一目瞭然なのです。事業数が幾つあって、単独はどのくらいで、国の事業はどのくらいで、そこにお金が幾らあって、そして役場の職員はどういった動きをして、町民にはどういう声があるのか、全てがきちりそれ一つでまとまっている。そして、どこか参考にして見ていただきたいなと思うけれども、それがホームページで公開することによってこの動きの速い一年間、4月からスタートして、予算が通ったすぐ直後にも大きな補正、専決があって、この一年間を振り返ってみると議会の形というのもとても正常に回ってきたとは思えない中で、こういう中間報告を出していただいて、そして議会にも出していただいて、そしてホームページで公開することによって町民への説明責任にも

なるというふうに私は思うのです。町内にはどこで何をしてきているのか分からないという声があるけれども、きちんとその形を公開していくことで町は寄り添っているのだということも分かるし、何をしてくれたのだということをやっぱり出していきべきだなと思うのです。だから、考えていただきたいというふうに思います。そしてまた、このパンデミックという世界規模の感染は地球温暖化に伴っているとも言われるし、人類の歴史が感染症との闘いを繰り返してきたということもあるし、次のときに、何かのときにきちんと残しておくことで参考にもできるし、職員もすごく使いやすい形になるというふうに思うので、再度これやっていただけるように見解をもう一度お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

会津若松、友好都市ですし、非常に友好的な関係を築いている都市であります。他方で、会津若松はデジタルの先進地ということで、国からも指定を受けた非常にデジタルが進んだまちですので、見習うべき点はたくさんあると思います。ですから、我々も会津若松などを参考にしながらきちんと、もちろん成果を公表しなければやっていないのと同じで、余市町の弱いところでもありますから、その点は会津若松の例なども参考にしていきたいなというふうに思っています。

○17番（土屋美奈子君） 次の質問をさせていただきます。

町内の地域の経済、そして生活の影響調査、そして心の問題ということを聞きました。これまで政策を打つのに各種団体の方からヒアリングをしながらやってきたということで、おおむね必要なところに来ているのかな。でも、調査の方法として、長期にわたるものだから、よく余市町の計画なんかつくるときは無作為でアンケート調査を出したりするのだけれども、小さなところまでの実

態把握の方法としては団体からのヒアリングだけでよいのかどうなのか。そこもう少し形はないのでしょうか。しっかり把握すべきかなと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんコロナがどういう影響を及ぼしているか、分かりやすいのは経済主体に対してというのは数値で出てきますし、それに対して支援を充てることは割とすぐ見えることだと思います。他方で、一般の町民の方々だったりの家庭で、ずっと家にいることがどのような影響与えるのかというところはなかなか見えづらい部分があって、これはどこの自治体もそうだと思いますが、全容の把握はなかなか困難を極めるというところであります。他方で、何らかの相談事業があればきちんと相談に乗るような体制はありますので、他方でこちら側から能動的に家庭の中まで入って拾い込むというのはなかなか難しいので、今後もどうすることが最も効率的に声拾えるのかということに関しては引き続き検証というか、研究をしていきたいなというふうには思っています。

○17番（土屋美奈子君） 家庭の中まで入っていくのはなかなか難しい、全体を細かなところまで把握するのは難しいということでしたけれども、もう1年もたつので、どこかの時点で、町内の方に収入の状況だとか失業の状況だとか、そういったこと、いろいろな困り事をアンケートという形でやるのはどうなのかなというふうに思います。そして、人と接することが激減している。そして、みんな自粛生活が長引いていくと、とても早い段階で少し気持ちが減入るとか落ち込むというような話は聞いていたのです。それからしばらくたつから、きっとみんな心の部分で、特に独り暮らしの方だとか独居の方なんかはちょっと参っているところがあるのではないのかな、精神的にというふうに思うのです。そこの手だて、何ができるの

かということがあるのだけれども、この年末に本来帰ってくるはずであった娘も息子も孫も帰ってこないようで、独り年越しをすると、この年を越した後の1月くらいでぐっと落ち込む方なんて増えてくるのではないのかな。そして、お子さんがいる方とか、家にいることが多くなったことによる、DVの問題だとか収入減の問題だとか、そういったコロナに関連する、起因する様々な問題が報道されているけれども、そんな中で自殺者の問題、最近大きく取り上げられるようになりました。気持ちの落ち込みから自殺者が増えていると。5か月連続ということなのだけれども、10月に当たっては自殺者が40%増。それで、本年1年だけで自殺する方が2万人にも及ぶ。そうしたら、コロナに感染して亡くなるよりもコロナに起因する心の問題で亡くなっている方のほうが10倍にも及ぶということは、ここは何らかを考えなければいけないのではないのかなと思うのです。多分こういう状況が長引くと一番弱いところ、女性の自殺者がとても多い。そして、子供も多いということなのだけれども、何が起きているのかなというのを察すること、そしてどんな支援が、一番困っていることは何なのかなという、背景の一つなのではないかなというふうに思うのです。弱いところへしわ寄せが来るというその状況と、心の問題もしっかりと把握をして、手だてをしないとイケないのかなというふうに私は思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

コロナと自殺の問題に関しましては、最近でもいろいろなテレビでも報道されておりますし、男女別だったら男性のほうが実は最近増えてきているということがあります。これは、もちろんコロナにおける倒産件数、経済的な側面も絡んでくるでしょうし、様々な社会的な要因が絡んでくる問題であると思っております。もちろんこれに関し

ては自殺者は食い止めるということが、社会全体としてそれは努めていかなければならないわけであって、社会全体として自殺者をなくしていくということがまさに求められる必要な施策であるというふうに思っております。もちろん町としては困っている方がいたら相談に乗る体制にはなっておりますし、それ以外にも政府の自殺防止のチャネルがそれぞれありますので、その点も有効に活用しながら自殺者については削減といいますか、出ないような体制にしていければいいと思っております。私も毎日お悔やみの記事見ますけれども、今のところは余市ではそういう事例は見受けられませんけれども、事態を注視していきたいというふうに思っています。

○17番（土屋美奈子君） 様々な形で相談体制もしっかりしていただきたいというのと、それと町内にいる、町がお願いしている民生委員さんなんかもあるから、そこに困ったことなんか相談行くときにもこういうことも留意してほしいということ、手だての一つとしてあるのかなというふうにも思うし、また自殺、現在、今のところは町内ではそういう状況にはないようだけれども、弱いところにしわ寄せがいつているというのは多分この状況から見てとれるところなので、しっかりと体制、できることはやっていただきたい。

そしてまた、感染してしまった方、ここへの誹謗中傷なんかが、これも社会問題となっている。本町でも多分同じ状況が起きていると私は思います。誰ではないかと、どこの子ではないか、あそこではないか、そういううわさというのが聞こえてくるし、それが事実のときもあるし、事実ではないときもあるのだろうけれども、コロナに感染しただけで多分気持ち的にやられてしまっているのだろうけれども、それを特定しようとする方たちがおって、その気持ちも分かるのです。きっと不安なのです。怖いのだと思う。できれば何とかしたいし、ただこれを、私は考えるのだけれども、

ここにもしっかり配慮しないと、こういうことも自殺の要因にはあるのではないのかなというふうに思うのです。知ったからといって、知らないからといって、きっと対策的には何ら変わりはないと思うのです。感染が確認された方以上に確認されていない方のほうがたくさんいるかもしれないし、これだけ行き来していれば余市も小樽も、学校にも行っているだろうし、病院にも行っているだろうし、そういった中ではいつどこで、今感染が広がっていないとしても10分後にはその状況が来るかもしれないということで、だからやらなければいけない私たちのやること、町民のやることというのはマスクをすること、手洗いをすること、そして3密を回避すること、道が出している、国が出している新しい生活様式なんかを実践していくこと、これしか実際にできることはないというふうに思っているのです。だから、どうでしょうか。これ公表しようともしまいと対策に違いはありますか。どう考えますか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

今の状況ですと、後志は保健所が一元管理しておりまして、毎日発表されるのは、繰り返しの答弁になりますかもしれませんが、後志というふうに発表されると。他方で、一部、例えば道の施設の場合は余市町と町名まで出る場合もありますし、またはクラスターとして広がる可能性がある場合は余市町と出る場合もあるわけです。ですから、現在はそういうような発表の仕方をしております。我々としては、我々の所管の範囲外ですので、勝手にこちらで発表することはできないわけで、今の体制のままではありますが、他方でこれだけ、ご指摘のとおり誰がかかると分らないので、我々がすることは決まっているわけでありまして、きちんと手洗いをする、飛沫を浴びないようにするという事に尽きると思っておりますので、引き続き公開しようがしまいが、同じ見解で

すけれども、やるべきことはやって、きちんと自分の身と相手の身を守ることが必要なのではないかというふうに思います。

○17番（土屋美奈子君） 感染が拡大する可能性、クラスターが出た場合には仕方がない、公表しなければいけない。ただ、町が管轄していないから、今道の管轄なのだけれども、私はそれでいいと思っている。知ろうが知るまいが関係ないのです。やることは一緒というふうに私は思っているのです。配慮していただきたいなというか、今現状でも町ができることではないけれども、公務員や役場の職員とかであったら、それは公表せざるを得ない部分もあるのかもしれないけれども、そのときについてもやっぱり個人の特定につながらないような形、それともう一つ、ネットの中での誹謗中傷、これをしないように町から呼びかけ、配慮していただきたいなというふうに思うのです。特定しないでください、探そうとしないでください、偏見はやめていただきたいということをどこかで呼びかけをしてはどうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

コロナに誰がかかるか分からないですから、感染したとしても誹謗中傷しないというのはもちろん基本的な事項ですので、町としてもそういう場面があればしっかりとそれは伝えていきたいと思えますし、この前も沢町小学校で教員の方が感染した際にも誹謗中傷やめてくださいというアナウンスもしていますし、引き続き取り組んでいきたいと思えます。

○17番（土屋美奈子君） 次に行かせていただきます。

デジタル化の推進の部分です。これは、アフターコロナで定着していくのであろうという答弁でした。光回線の整備をしていると。スマートフォンの使い方なんかの講習をされたということとし

た。本当にこのデジタル化の推進、徐々に進む部分ではあったのだけれども、このコロナの感染症の拡大によってちょっと急激に進んだと思います。そして、今子供たちは学校で授業なんかをやるから、だから、今学業している子たちは日常であって、普通であって、そこが当たり前、常にある中で育つのだろうけれども、私たち世代にとっては非常に大変不可解なところがあります。なかなか周り見てもついていけないのだけれども、ここは大きな鍵となっていくのだろうなと思います。役場にしたら事業の効率化にもつながるだろうし、使い方によってはとても個人に対して今までできなかったサービスも可能になるかもしれないし、情報の伝達手段としても生きてくるのかもしれないし、これは進んでいくのだろうけれども、成功させるというのは今ついていけない世代をどうするかで効き目というのが変わってくるのかなというふうに思っています。追加の国の経済対策の中身を見ると、ここが一番太いところであって、マイナンバーの普及とか、新しい通信技術の開発、5Gから6Gへという形なのだけれども、この進めていくところに社会が分断されてしまうことがないように進めていかなければいけないなというふうに思っているのです。スマートフォンの使い方、ここが第一歩なのだと思うけれども、これをより強くしていかなければいけないのではないのかなと考えるのですけれども、見解をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

高齢者を念頭に置かれていると思いますが、デジタル化というのはもちろん高齢者にとって分かりづらい、敵というような認識ではなくて、高齢者の生活をより豊かにするものというふうな認識に持っていくことが必要であって、もちろん性急な変革はゆがみを生じますから、いきなりするつもりは全くないですけれども、徐々にスマートフ

ョンの使い方ですとかから進めていくというのが去年から進めているところでありまして。まさにデジタル化は様々な利点もありまして、皆さん、高齢者の方々もテレビは見ると思うのですけれども、あれも一応デジタルの信号ですから、そこを活用した例えば見守りですとか、そういうのもできるでしょうし、コンビニから様々な書類取れるようにもなったりもするでしょうし、そのような利便性を向上したり、生活の安全性を確保するというような使い方でもできるようになると思います。福岡とか動きの速いところはほとんど全部デジタル化してしまっていますけれども、我々としてはひずみが生じないようにできるところからやっけていきたいということでございます。

○17番（土屋美奈子君） 進めるに当たってできるところからやっけていくということでした。きっと高齢者とか私たちとか分からない世代にとって不安な面というのは、プライバシーの侵害とかどうなのだろうとか、そういう部分の怖さというのがあるのだと思います。行政で進めていくにしてもどんなメリットがあって、どういうデメリットがあるのかしっかりと伝えることと、メリットばかりを強調しても駄目だろうし、デメリットばかり怖がっても駄目なのだろうけれども、その不安を払拭してやるのがやっぱり大きなことなのかなというふうに思っています。しっかりとデジタル化を進めるに当たっても留意する部分、この柱をつくって、持っていくべきなのかなというふうに思います。例えばどこまでのリスクがあるのかだとか、データを集める、そのための収集、ここまでのデータを集めますよとか、マイナンバーをするにしてもこの目的にしか使いませんとか、そういったことをしっかり仕組みとしてつくって、整理をしてやっけていく。リスクを下げていくという方法もあるのかなというふうに思っています。今現在でこういう面は、大体柱というのはあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

個人情報の話はもちろん法令などでもありますし、自治体は何らかのデジタル的なもので情報を収集するという場合、例えば国勢調査とかが最近でしたらありましたけれども、その場合はきちんと目的外に利用しないということははっきりとしていますから、それに準じた形でやるということになってくるのだと思います。

○17番（土屋美奈子君） 分かりました。できるだけ社会が、町内が分断することのないように、急激な変化でありますので、きつとついていけない人はたくさんいると思いますので、そこへ今後いろいろな形で手だてをしていただきたいなというふうに思います。

ワクチン接種のほうお聞きいたします。国の状況を見ているということで、まだ準備はされていないのですね。国の通達なんかを見ますと、結構自治体でやるべきなんていうことが来ているのかな。例えば市町村において準備しておくのは組織をつくりなさいとかシステムの改修や印刷の準備をなささいとか業務が大量で、全町民を対象にした予防接種というのはちょっとこれまで経験がないので、混雑をしないための準備とかリスクはどうなのか、そして安全性とか、そういったもののきちんとしたものを伝えるということとか、必要な業務洗い出してくださいということは来ていると思うのです。これは、まだまだいいのですね。これは、まだ準備をしなくていいのでしょうか。結構きつめの文書で来ているのかなと思うのだけれども、これは来ていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制については、厚労省の審議会の段階での資料が来てはおりまして、国の役割、都道府県の役割、市町村の役割というのは大体それによって決まってくるの

だと思いますが、基本的に国が指示し、都道府県が協力して、実際に実施するのは市町村が実施主体となるということで、例えば接種場所の会場の設置ですとか台帳の情報管理などが市町村がやるべきことになっていると思います。他方で、新型コロナのワクチンはマイナス75度とか80度というようなディープフリーズという非常に低い温度で凍結させなければいけないから、そういうのは自治体が用意できないので、国が用意するですとか、実際に流通もマイナス75度のものを流通させるのは自治体では無理ですから、そういう国がやるべきものと都道府県の協力、自治体の役割というのが今まさに議論されているところで、引き続き国から最終的に指示が来ますから、その指示に従って市町村は粛々と実施していくということになるかと思います。

○17番（土屋美奈子君） ワクチンの開発というのは、通常であれば5年とか10年とかいうスパンで安全性の確認をしていくのだろうけれども、今回1年という異例の速さなので、それでも年明け早々なんていう話もあるし、3月まで、6月まで、オリンピックの前に何とかしたいという国の思惑はあるのだろうけれども、それを実施する主体というのは自治体、市町村になるので、安全性に留意をしていただきたい。そして、急がなくていいと私は思っているのだけれども、お聞きしておきたいのは、全町民だから、多分大変な人数になるのかな。そして、優先順位なんかもあるのかもしれないけれども、過去のように集団でとかいうことのないようにしていただきたいなと思うのと、定期的な予防接種なのだろうけれども、本人の意思で接種をするのだと思います。まず、集団でなんということはないようにお聞きしておきます。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

まだ実施体制は全然決まっていなくて、集団というのは同じ針を使い回すということか、感染リ

スクを下げていくことだというふうに仮定したら、感染リスクをもちろん回避しながらやるというのは当然のことであると思いますので、まだ体制としては決まっていない部分でありますので、しかるべく効率的にやるように体制は今後整っていくのだというふうに思っています。

○17番（土屋美奈子君） 集団でというのは、大昔に学校で意思とか、そういったものをしっかりとした確認を取らずに全員が打った予防接種、集団予防接種をした時期があって、今現状はそうっていないのだけれども、今回の随分と大量の予防接種をやるのは本町だから、そこはどうなっているのかな。まだ状況が分からなければ分からないでいいのだけれども、そういう確認はしっかりしていただきたいのと、例えば施設に入っている方、高齢者施設、リスクが高い方が先に接種をするのかもしれないけれども、施設に入っていて、例えば認知症の方、その意思確認なんていうのをどういうふうにやっていくのかな。そういうのは、多分自治体のやり方によって変わってくるのかなというふうに思います。こういった方をどうするのかというふうに思います。

それと、例えばワクチンがスタートしたときに個人の意思で、定期接種だろうから、国が全部面倒見るのだろうけれども、判断は多分本人ですよ。そうすると、本人の意思と違うところで、予防接種をすることが職場で働く条件であったりだとか、例えば何かの会合に参加をするのにこの接種が条件になっていたりだとか、そういったことも気を配っていただきたいなというふうに思うのです。そこについての見解をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

まだ詳細は決まっていないので、分かりませんという答弁になるのですが、基本的には自分の意思でやりたくない人はやらないということになるのではないかと思いますし、諸外国の最近

の例見ても医療関係者ですとか高齢者が優先してというようなことになるのではないかというふうなことです、実際にはよくは分からない状況です。

○17番（土屋美奈子君） 注視して体制を進めていくのでしょうかけれども、職場の状況だとか何かの会合の状況だとか、町内で起こることなので、そこら辺もスタートした時点で、接種をすることが参加の条件や働くこととかならないようにそういうこともちょっと気を配っていただきたいなというふうに思います。

それと、お聞きしておきたいのは、今12月で年越しなのですけれども、年末年始の医療体制、これはどうなっているのでしょうか。役場の体制もそうだけれども、今何が起こるか分からないというときにちゃんと機能できる仕組みとなっているのか。打合せをしているのかしていないのか。していないのであったら、していただきたいなと思うのですけれども、どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

年末年始の医療体制は基本的には医師会が当番で、各当番病院で診るといような体制を構築していますし、役場に関しては誰がどこにいるかというのは把握して、連絡できる体制は整っているということでございます。

○17番（土屋美奈子君） 分かりました。すみません。医療体制は質問になかったのですが、ちょっと絡めてしまいました。ただ、いつどこで感染が起きても体制を取れるように、動きが取れるように、していると思いますけれども、留意して、年を越す形をちょっと緊張感持ちながらいただきたいと思います。最後ありましたら、お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん体制としては常に連絡取り合う体制、

医師会とも緊密に連絡できる体制にはなっているので、引き続きそのようにやっていきたいというふうに思っています。

○議長（中井寿夫君） 土屋議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明15日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 3時14分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 白 川 栄美子

余市町議会議員 9番 寺 田 進